

新型コロナウイルス感染症に関する

事業者向け情報のご紹介

世界中で猛威をふるう新型コロナウイルスの感染拡大は、経済にも大きな影響を及ぼし、経営者は、資金繰りや従業員の雇用維持のことなど問題が山積ですが、日々刻々と変わる情報の中で最新の情報を様々な関係機関から仕入れ、最善の策を講じる必要がでてきます。

今月は、関係省庁等、新型コロナウイルスに関する支援策や情報等をまとめました。月刊誌である当会報ではご紹介しきれない新しい情報につきましては、各関係機関のHPでご確認ください。

※掲載内容は令和2年3月18日時点の情報です。
※融資・補助金等は各申込先の審査があります。

◎信用保証制度や融資制度、助成金等の支援内容について、その一部をご紹介します。

信用保証

セーフティネット4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

NEW 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種*を対象に100%保証。
※保証対象業種に限る

一般保証枠(2.8億円)

+ SN保証枠(2.8億円)

+ 危機関連保証枠(2.8億円)

4号:100%保証(全都道府県)
5号:80%保証(指定業種)
別枠(2.8億円)は共有

危機関連保証:100%保証(全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

??セーフティネット保証とは??

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
※売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

※売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は?

□SN4号:3月2日に全都道府県を対象に指定しました。

□SN5号:3月6日に宿泊業、飲食業など40業種、3月13日に建築工事業や理容・美容業など316業種を対象業種に追加指定し、現在508業種が対象となっています。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ(4号・5号)

- ①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます(事前相談も可)。

お問合せは、最寄りの信用保証協会へ

兵庫県信用保証協会 支所

検索

融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで、実質的な無利子化を実現

NEW 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引き下げ

【対象要件】売上高▲5%以上減少

※個人事業主(フリーランスを含み、小規模に限る)
については柔軟に対応

+

NEW 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】個人事業主(小規模):要件無し
小規模(法人):売上高▲15%減
中小企業:売上高▲20%減

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a. 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b. 令和元年12月の売上高
 - c. 令和元年10月~12月の売上高平均額

※個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

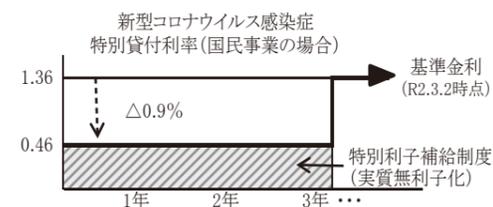
【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)

【融資限度額(別枠)】中小事業3億円、国民事業6000万円

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
(利下げ限度額:中小事業1億円、国民事業3000万円)

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律



お問合せは、日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少
 - ※小規模要件・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
 - ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】・期間:借入後当初3年間・補給対象上限:中小事業1億円、国民事業3000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

お問合せは、中小企業金融相談窓口:03-3501-1544 ※平日・休日9時~17時